

寝屋川市空き家除却補助金

～空き家の除却工事費の一部を補助します～

除却工事費の4/5の額
最大 50 万円

補助の要件

1年以上空き家となっている木造住宅の除却工事。
ただし、寝屋川市内の業者に除却工事を発注していること。

補助対象となる除却工事

- ①保安上危険となる恐れのある空き家の除却
- ②除却後に一区画の敷地面積を80㎡以上の住宅宅地として土地利用するための空き家の除却
※空き家の敷地面積が45㎡以上80㎡未満の場合で、除却後に区画形質の変更を伴わない住宅宅地として利用するものは、この限りでない。
- ③狭小敷地(45㎡未満)で、隣接者の購入等により一団の土地として住宅宅地とする空き家の除却
- ④除却後、地元地域に公共施設等として提供するための空き家の除却
※ 補助対象となるか、事前にご相談ください。

補助対象者

- 所有権又は区分所有権を有していること
- 市税等を滞納していないこと
- 暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと
- 他の補助金の交付を受けていないこと

【申請期間】

令和6年4月1日(月)～令和7年2月28日(金)
※除却後2年以内の空き家除却工事に限ります

【申請書配布場所】

寝屋川市役所3階 まちづくり推進部住宅政策課
※市のホームページからもダウンロードできます



申請時に必要な書類

check!!

- 1** 寝屋川市空き家除却補助金申請書
※市のホームページでダウンロードできます
- 2** 誓約書
※市のホームページでダウンロードできます
- 3** 空き家の所有者を確認することができる登記記録の閉鎖事項証明書など
※法務局で取得できます
- 4** 除却工事請負契約書の写し
- 5** 除却工事に係る領収書の写し
- 6** 除却前後の写真(日付入りのもの)
- 7** 市民税・固定資産税・都市計画税の滞納が無い事を証する納税証明書など
※市の市民課等で取得できます
- 8** 位置図(住宅地図等に空き家の位置を赤線で囲んで提出してください)
- 9** 空き家を除却した後の敷地の「寝屋川市開発事業に関する指導要綱」による
開発事前協議申請書の写しなど、除却後の土地利用がわかるもの



必要に応じて下記の書類を提出してください。

空き家を共有している場合

- 共有者全員分の市民税・固定資産税・都市計画税の滞納が無い事を証する納税証明書など
- 代表者以外の委任状

区分所有の空き家の一部のみを除却する場合

- 区分所有に係る誓約書
- 区分所有に係る同意書

区分所有の空き家の除却する部分の所有者が2名以上の場合

- 補助金の交付申請の手続を行う代表者の選任を証する書類

空き家と敷地の所有者が異なる場合

- 土地所有権に係る誓約書
- 土地所有権に係る同意書

※その他市長が必要と認める書類が必要な場合があります

申請・問合せ先

〒572-8555 寝屋川市本町1番1号 寝屋川市役所 3階
寝屋川市 まちづくり推進部 住宅政策課 ☎072-825-2266
詳細については、市ホームページ「寝屋川市空き家除却補助金」をご覧ください。